

**国分寺駅南口駅前広場再整備設計案等検討
業務委託に関する公募型プロポーザル
実施要領**

令和 7 年 6 月 12 日

国分寺市

【事務局】

国分寺市まちづくり部駅周辺整備課駅周辺整備担当

担当：菅野・山田

住所：〒185-8501 東京都国分寺市泉町二丁目 2 番 18 号

電話：042-312-8662

FAX：042-325-1380

E-mail：ekiseibi@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名

国分寺駅南口駅前広場再整備設計案等検討業務委託

(2) 事業目的

国分寺駅南口駅前広場及びその周辺(以下「本地区」という。範囲は巻末の別紙参照)において、駅前整備から数十年が経過したこともあり、施設の老朽化やバリアフリー等の観点から再整備が急務であることから、駅前広場(ロータリー含む)の土地所有者である東日本旅客鉄道株式会社と協定等を締結し、維持管理を市が引継いだところである。

今後、本地区において、国分寺市総合ビジョンで掲げられた鉄道駅周辺における市の魅力発信・まちづくり・地域活動の拠点整備・バリアフリー化の推進、及び駅前広場の公共空間としての機能の向上を図っていくため、関係機関との協議を進めながら、再整備基本方針及び再整備基本計画の検討・策定及び基本設計の実施、検討に必要な現況地形測量等の各種調査を行うとともに、市民意向を把握しながら工事発注のための実施設計まで行うことを目的とする。

そのため、本市の地域的特性や現状・課題についてよく分析するとともに、将来的な地域の社会経済情勢、技術的動向や市民等の意見も踏まえた国分寺駅南口駅前広場の再整備に係る設計業務等を事業者へ委託するものである。

ついては、受託候補者の選定に当たり、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者から企画提案を募集し、この提案を一定の基準で審査を行う公募型プロポーザルを実施する。

(3) 業務内容

詳細は別添「国分寺駅南口駅前広場再整備設計案等検討業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)を参照。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで

なお、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(5) 履行場所

国分寺市まちづくり部駅周辺整備課(国分寺市泉町二丁目 2 番 18 号)ほか

(6) 現状の課題等

本地区について、都道 145 号 立川国分寺線が南西から北東に横断し、その都道に対し、ロータリーや複数の市道が接続していることから、車両動線が複雑であるとともに、ロータリーの形状もわかりづらいものとなっている。

また、ロータリー内やロータリーに接続する西側市道（市道南 115 号線）において路上駐車が発生しやすくなっており、歩行者が危険を感じる場所となっていることから、施設配置計画と合わせた安全・円滑な形状・動線の検討が必要である。

駅前広場についても、勾配や階段の高さなど、東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの基準を満たしていない箇所があることから、国分寺市バリアフリー基本構想に基づく整備が必要である。

そのほか、イベントスペースなど市の魅力発信・地域活動の拠点整備・にぎわいの創出に対する検討も必要である。

これらを踏まえ、本地区における現況・課題についてよく分析するとともに、社会経済情勢、技術的動向や市民等の意見も踏まえた効率的かつ適切な設計をする必要がある。

(7) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

44,660 千円

【内訳】 令和 7 年度 14,190 千円
 令和 8 年度 15,070 千円
 令和 9 年度 15,400 千円

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記委託料上限額 3 年間の総額と各年度の内訳を超えてはならない。

(8) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルの概要（スケジュール等）

(1) 事業者選定スケジュール（予定）

	項目	期間等
1	プロポーザル方式等の実施の公表	令和 7 年 6 月 12 日（木）から

2	質問受付	令和7年6月12日（木）から 令和7年6月20日（金）午後5時まで
3	質問回答	令和7年6月25日（水）
4	企画提案参加申込書・企画提案書等 受付	令和7年6月19日（木）から 令和7年7月2日（水）午後5時まで
5	第一次審査（書類審査）	令和7年7月9日（水）
6	第一次審査結果通知	令和7年7月10日（木）
※	事業者説明補足資料の提出	令和7年7月11日（金）から 令和7年7月16日（水）午後5時まで
7	第二次審査（プレゼンテーション）	令和7年7月17日（木）
8	第二次審査結果通知	令和7年7月22日（火）
9	優先交渉権者との協議（提案内容に 基づく仕様書最終調整）	令和7年8月6日（水）まで
10	契約締結	令和7年8月18日（月）

(2) 事業スケジュール（予定）

	項目	期間等
1	・現況地形測量の実施 ・埋設物調査の実施 ・景観設計(イメージパース作成等) ・再整備基本方針の作成 等	令和7年度～
2	・駅前広場基本設計 ・再整備基本計画の作成 等	令和8年度～
3	・駅前広場実施設計 等	令和9年度～
4	・関係機関協議及び協議資料作成支援 (JR、道路管理者(東京都、国分寺 市)、交通管理者、交通事業者(バス・ タクシー)) ・国分寺市バリアフリー基本構想推進 協議会への意見聴取及び資料作成支援	令和7年度～9年度

	・ 市民等意向調査 等	
--	----------------	--

3 公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ、東京電子自治体共同運営電子調達サービス

(2) 募集期間

令和 7 年 6 月 12 日（木）から令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時まで

4 参加資格・参加申込

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本実施要領及び仕様書等を理解した上で、以下の全ての要件を満たす者とする。

なお、企画提案書等一式の提出後に参加資格を満たさなくなった場合は、失格とする場合がある。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当していないこと。
- ②国分寺市契約事務規則第35条（有資格者情報）の規定による資格審査サービスに登録された者であること。
- ③企画提案書等の資料の提出時点で国分寺市競争入札等参加資格者指名停止措置基準（平成12年要綱第 7 号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- ④会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続きを開始していないこと。
また、破産法に基づく破産手続き開始の申立又は破産手続中のものでないこと。
- ⑤会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑥銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条（定義）に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第 2 条（定義）に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑧法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑨平成27年度から令和 6 年度の間に、地方公共団体が発注した駅前広場の整備（再整備も含む）に係る基本設計、工事発注のための実施設計業務を受託し、完了した実績があること。なお、受託実績とは、駅前広場の設計など本体業務

を受託した実績であり、これに付随するアンケート調査業務や印刷製本業務、測量などの各種調査業務等の業務を受託した実績は含まないものとする。

(2) 配置技術者の要件

本件で配置を予定する配置技術者の要件は、次のとおりとする。

① 主任技術者

本業務の技術的管理を行う者として、主任技術者を配置すること。なお、本件で配置を予定する主任技術者の条件は、次の資格を有するものとする。

- ・技術士（建設部門 選択科目：道路又は都市及び地方計画）
- ・シビルコンサルティングマネージャ（R C C M）（道路又は都市計画及び地方計画）

また、上記資格の取得状況に応じ、国分寺駅南口駅前広場再整備設計案等検討業務委託事業者選定審査基準に基づき、加点する。

加えて、平成 27 年度から令和 6 年度の間に地方公共団体が発注した駅前広場の整備（再整備も含む）に係る基本設計、工事発注のための実施設計業務において、業務を管理する立場（主任技術者、管理技術者など）として携わった実績に応じて、国分寺駅南口駅前広場再整備設計案等検討業務委託事業者選定審査基準に基づき、加点する。

また、主任技術者は提案者に所属する者に限る。

② 担当技術者

本業務の実施に当たって、適切な担当技術者の配置及び業務実施体制を構築すること。

なお、本件で配置を予定する担当技術者は平成 27 年度から令和 6 年度の間に地方公共団体が発注した駅前広場の整備（再整備も含む）に係る基本設計、工事発注のための実施設計業務に携わった者であること。

加えて、次の資格がある場合、国分寺駅南口駅前広場再整備設計案等検討業務委託事業者選定審査基準に基づき、加点する。

- ・技術士（建設部門 選択科目：道路又は都市及び地方計画）
- ・シビルコンサルティングマネージャ（R C C M）（道路又は都市計画及び地方計画）

また、担当技術者は提案者に所属する者に限る。

(3) 制限事項

応募者 1 者につき複数の提案は認めない。

5 企画提案の参加申込みについて

企画提案をしようとする者は、以下のとおり企画提案参加申込書を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印の上、指定された部数を提出すること。なお、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

書類名称	様式 ※5	提出媒体	
		紙部数	電子媒体
企画提案参加申込書	様式第2号	1部	1部
企画提案書 ※1	様式第3号 ※6	正 1部 副 8部	各 1部
事業者概要	様式第4号	1部	1部
契約実績届出書 ※2	様式第5号	1部	1部
見積書 ※3	様式第6号	1部	1部
主任技術者の業務履行能力等	様式第7－1号	1部	1部
担当技術者の実績等 ※4	様式第7－2号	1部	1部
直近の法人事業税（地方法人特別税を含む。）の納税証明書・納税証明書その1（法人税）・納税証明書その1（消費税及び地方消費税）		各 1部	各 1部

※1 提案内容については、仕様書を踏まえ、次の(2)で示す項目について記載すること。また、提出する書式については、後述の【仕様】に留意すること。

※2 平成27年度から令和6年度の間、地方公共団体が発注した駅前広場の整備（再整備も含む）に係る基本設計、工事発注のための実施設計業務の契約内容を最大5件ずつ、契約日の新しい順に記載すること。また、記載した契約内容について、契約書の写しを提出すること。

※3 見積書は、仕様書等をもとに積算し記載すること。ただし、委託料上限額3年間の総額と各年度の内訳を超えてはならない。

※4 配置する担当技術者1人につき1枚作成すること。

※5 様式のサイズはA4とすること。

※6 正本には会社名を記載し、副本には一切記載しないこと。また、提案内容で会社（提案者）が推測できるような記載はしないこと。

(2) 企画提案書の作成方法

仕様書に基づき、以下の事項について提案をすること。

提案事項		記載内容
(1)	基礎調査の実施方針	基礎調査の具体的な実施手法について記載すること。
(2)－①	駅前広場等の設計に関する考え方	駅前広場等の交通空間（道路等）と環境空間（歩道、イベントスペース、植樹帯等）における現状と課題を把握・整理するとともに、課題の解決について、事業者や市民等の意向を反映させることができる具体的な考え方を記載すること。
(2)－②	関係機関協議に関する考え方	交通管理者等の関係機関協議の進め方について、適切な提案を記載するとともに、駅前広場等に対する必要な機能の考え方と考え方に対する各事業者との合意形成方法について、実現性、有効性の観点から具体的な考え方を記載すること。
(3)	業務の推進等に関する考え方	令和 10 年度の工事着手に向けて、業務の推進、体制の確保など、実現性、有効性の観点から具体的な考え方を記載すること。
(4)	市民参加の工夫	再整備基本方針や再整備基本計画策定のための市民意向把握や、駅前広場及び周辺の利用者等に対する再整備への理解や合意を得るために行った方法について、効果的かつ具体的な考え方を記載すること。
(5)	業務工程	「2 プロポーザルの概要（スケジュール等） (2) 事業スケジュール（予定）」を基とした具体的な業務工程及び業務実施スケジュールを適切に進行管理するための仕組みを記載すること。なお、業務工程については市と受託者の役割分担を明示すること。

【仕様】

- ア A4判両面印刷、横書き、用紙方向は縦使い、左綴じで製本し、表紙を除き10枚（20ページ）以内とし、通しのページ番号を付すこと。
- イ A3判の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズにゼット折とし、A4判2ページ換算とする。
- ウ 提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは原則10.5ポイント以上とすること。
- エ カラー印刷は可とするが、白黒コピーでも内容が理解できるよう留意すること。文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、考え方をわかりやすく簡潔に記載すること。

(3) 見積書の作成方法

- ① 見積書は、仕様書等（国分寺市ホームページに掲載の国分寺市契約約款を含む。）をもとに積算し記載すること。
- ② 見積書の金額は、税込・円表示で、消費税及び地方消費税を含む額（消費税及び地方消費税の合計税率は10%とする）とし、「1業務の概要（7）委託料上限額」に記載した3年間の総額と各年度の内訳を超えないこと。
見積書の金額が、委託料上限額を超過した場合は失格とする。
- ③ 見積書には内訳として、年度ごとに仕様書に示す「【基礎調査】」、「【設計業務】」、「【共通】」の区分により見積金額を記載するとともに、年度ごとの合計金額を記載すること。
なお、仕様書「(11)成果品」における「3再整備基本方針」、「4再整備基本計画（概要版）」、「5再整備基本計画」の作成・印刷・配布等に係る費用は「【設計業務】」に計上するものとし、そのほかの「(11)成果品」における費用及び「(10)打合せの実施」に係る費用は「【共通】」に計上するものとする。
- ④ 契約締結前の協議に係る費用は「10 その他（1）契約方法 ⑤費用の負担」に示すとおりとする。
- ⑤ 提案者の責務によらない社会的経済的動向等の経費変動リスクについては、契約締結後の協議により勘案するものであることから、見積額に含めないこと。

(4) 提出上の留意事項

- ① 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しな

い。

- ② 企画提案書等を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。
- ③ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- ④ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- ⑤ 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- ⑥ 電子媒体のデータは、改ざんできない PDF ファイルによるものとし、CD-R 又は DVD-R 等の媒体により 1 枚にまとめて提出するものとする。

(5) 提出場所（事務局）

国分寺市まちづくり部駅周辺整備課

〒185-8501 東京都国分寺市泉町二丁目 2 番 18 号

TEL 042-312-8662

(6) 提出期間

書類の提出は、令和 7 年 6 月 19 日（木）から令和 7 年 7 月 2 日（水）午後 5 時までを期限とする。郵送の場合は 7 月 2 日（水）必着とする。

受付時間：閉庁日を除く、午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時
なお、提出書類について、郵送による提出をした場合の不達及び遅配を原因として提案者に不利益が生じても、国分寺市はこの責めを負わない。

※郵送の場合は、配達頻度及び送達頻度の緩和により配達日数が繰り下げ等になる場合があるため、十分留意すること。

(7) 提出方法

提出場所に持参又は郵送（「書留郵便」に限る。）すること。郵送の場合は必ず事前に電話連絡をすること。

6 質疑・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質疑がある場合は、質疑の内容を簡潔に記した「質問書」（様式第 1 号）を使用し提出すること。

なお、以下の場合による質疑は受け付けない。

- ・電話等口頭での質疑

- ・問合せ期間外の質疑
- ・実施要領等に記載されていない事項に関する質疑

(2) 提出方法

質問は、事務局まで電子メールにより行うものとする。

件名に「（国分寺駅南口駅前広場プロポーザルに関する質問）」と入れるとともに、電子メールの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し、到達確認を行うこと。

提出先アドレス：ekiseibi@city.kokubunji.tokyo.jp

(3) 提出期間

質問書の受付期間は、令和 7 年 6 月 12 日（木）から令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時まで（必着）とする。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 6 月 25 日（水）に国分寺市ホームページに掲載する（回答には会社名は表示しないものとする。）。

7 事業者説明補足資料の提出

第二次審査において、各事業者 15 分の説明時間と 15 分のヒアリングを設ける。この説明用として、スクリーンを会場に用意するので、希望する事業者はプレゼンテーション用ソフト等を使用した説明を行うことができる。

第二次審査において、プレゼンテーション用に説明補足資料を使用する場合は、下記のとおり、紙媒体又は電子媒体により資料を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

紙媒体で 8 部、又は電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で 1 枚提出すること。
なお、完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

(2) 作成方法

作成にあたっては企画提案書の内容を変更してはならない。

なお、説明補足資料は、企画提案書の提案項目及び記載順と同様とすること。
提出媒体ごとの作成方法は次のとおりとする。

① 紙媒体

第二次審査の際に、審査委員が手持ち資料として閲覧できるように、説明補足資料をA4判、横長、片面、横書きで作成し、提出すること。

作成上限としては、20 ページ以内（表紙を除く）とする。

なお、説明補足資料の1枚目に、「提出書類受領書」に記載のある整理番号を右下に20ポイントで記載すること。また、事業者名等応募者を特定できるような記載を行わないこと。

② 電子媒体

上記紙媒体と条件を同じとし、プレゼンテーション用ソフト等により再構成して作成しても構わない。ただし、動画は不可とする。

なお、PDF ファイル化したものも併せて提出すること。

(3) 提出方法

書類一式（紙媒体又は電子媒体を記録したもの）を封筒等に入れ、直接持参又は郵送によること。

なお、宛名面に「説明補足資料在中」と朱書すること。

(4) 提出期間

令和7年7月11日（金）から令和7年7月16日（水）午後5時まで

受付時間：閉庁日を除く午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時まで

(5) 提出場所

国分寺市まちづくり部駅周辺整備課

※持参する場合は、必ず事前に電話すること。

※郵送する場合は書留郵便とし、令和7年7月16日（水）までの必着となるよう発送すること。併せて、電話等により事務局へ送付した旨の連絡を入れること。

(6) 留意事項

提出書類について、郵送による提出をした場合の不達及び遅配を原因として提案者に不利益が生じても、国分寺市はこの責めを負わない。

8 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

業務候補者の選定にかかる審査（第一次審査及び第二次審査）は、「国分寺駅

南口駅前広場再整備設計案等検討業務委託事業者選定審査委員会」（以下、「委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

本プロポーザルの選定は、第一次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、上位3者以内を第二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングで総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

① 第一次審査

第一次審査は、企画提案参加申込書等を提出した者のうちから、書類審査により第二次審査対象となる者を選考する。

- ・ 選定者数は、得点の高い順に上位3者以内とする。3位の得点である参加者が2者以上となった場合は、第一次審査の評価項目（2）及び（3）の合計得点が高い順に選定し、なお、同点の場合は、見積価格の低い順に選定し、見積価格も同額である場合は審査委員会の決定によるものとする。
- ・ 会議は、非公開とする。
- ・ 第一次審査終了後、提案者全てに対して事務局から令和7年7月10日（木）（予定）に様式第8号で郵送により通知する。ただし、通過者には第一次審査終了後、電話又は電子メールで通知する。
- ・ 公平性の確保のため、第一次審査は企画提案書に提出者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

② 第二次審査

第二次審査は、第一次審査通過者がプレゼンテーションによる説明などを行い、これに対し、委員会がヒアリングを実施し、優先交渉権者を選定する。

- ・ 実施日は令和7年7月17日（木）を予定しているが、場所や時間については通過者に対し別途通知する。
- ・ 優先交渉権者1者、次席者1者を選定する。
- ・ 会議は、非公開とする。

③ 優先交渉権者1者選定方法

第二次審査では、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に委員会の委員が評価項目での評価を行い、全ての審査が終わったところで、第二次審査の対象者全てを講評し、第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。この場合、優先交渉権者及び次席者ともに得点が総合点数の6割以上であることを条件とする。なお、最高得点を取得した者が2者以上となった場合は、第二

次審査の得点が高い順に選定し、第二次審査の得点も同点である場合は、委員会の決定によるものとする。

④ 審査結果の通知・公表

委員会終了後、結果を令和 7 年 7 月 22 日（火）（予定）に様式第 9 号で通知する。あわせて、本件契約締結後、国分寺市ホームページで次の内容を公表する。

- ・プロポーザル実施要領
- ・国分寺駅南口駅前広場再整備設計案等検討業務委託仕様書
- ・契約締結事業者の企画提案書
- ・評価集計表

なお、国分寺市情報公開条例（平成 11 年条例第 33 号）第 9 条（実施機関の公開義務）に該当する恐れのある資料については、契約締結事業者の了承を得て公表する。

⑤ 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により国分寺市に対し、説明を求めることができる。国分寺市は、前述の者から説明を求められたときは、速やかに理由説明書を通知する。

- ・提出期限は、優先交渉権者との契約締結の日の翌日から起算して 7 日（閉庁日を除く。）以内
- ・受付時間は、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から正午及び午後 1 時から午後 5 時
- ・提出場所は、事務局へ持参提出のこと。

(3) 事業者説明方法

- ① 企画提案書及び補足説明資料によるプレゼンテーション及び委員会委員によるヒアリングを行う。
- ② 企画提案書及び補足説明資料によるプレゼンテーションは 15 分以内とし、ヒアリングは 15 分程度とする。
- ③ 説明者は主任技術者、担当技術者の計 4 人以内（機器の準備及び操作をする者も含める。）とする。
- ④ プレゼンテーションに使用する資料は企画提案書及び説明補足資料に限るものとし、それら以外の資料を使用した場合は失格とする。
- ⑤ プレゼンテーションを行う際のパソコン等の機器は、各自で用意するものとする。ただし、プロジェクター（HDMI 端子）及びスクリーンは事務局で用意したものを使用する。

- ⑥ 参加者は、審査時の説明に際して、社名を伏せることとする。そのため、審査時に会社名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。
- ⑦ プレゼンテーションの順番は、企画提案参加申込書等の到着日順（郵送の場合は消印で確認する。）とし、到着が同日同時刻の場合は、提案者の五十音順とする。

(4) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② 企画提案参加申込書が提出されていない者
- ③ 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ④ 許容された表現以外の表現方法を用いている者
- ⑤ 提出書類等に関し故意に提案者が判別できるようにした者
- ⑥ 参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑦ 委員会委員又は事務局関係者に対し本プロポーザルに関する不正な接触を求めた者
- ⑧ 審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑨ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑩ その他、委員会が不適格と認めた者

9 審査項目（評価基準）

(1) 第一次審査及び第二次審査の評価項目等

① 第一次審査

評価項目		配点	評価基準
業務評価	(1) 同種業務の受託実績	5	・受託実績数が十分であるか
	(2) 主任技術者の専任性、業務履行のための資格、業務実績	12	・業務の専任性が高いか ・業務履行に資する資格があるか ・業務実績が十分であるか
	(2) 担当技術者の専任性、業務実績、業務履行のための資格	12	・業務の専任性が高いか ・業務実績が十分であるか ・業務履行に資する資格があるか
	(3) 業務実施体制	3	・業務実施体制は十分であるか

価格評価	(4) 提案見積額	5	・ 見積価格
------	-----------	---	--------

② 第二次審査

評価項目		配点	評価基準
内容評価（企画提案書・プレゼンテーション）	(1) 基礎調査の実施方針	5	・ 具体的かつ有効な手法とその理由が的確に示されているか
	(2)－① 駅前広場等の設計に関する考え方	20	駅前広場等の現状と課題を把握・整理するとともに、下記に対する具体的な考え方が示されているか ・ 交通空間に対する課題の解決や事業者等の意向を反映させる方法 ・ 環境空間に対する課題の解決や市民等の意向を反映させる方法
	(2)－② 関係機関協議に関する考え方	20	・ 交通管理者協議の進め方について、適切な提案がなされているか。 ・ 駅前広場等に対する必要な機能の考え方と考え方に対する各事業者との合意形成方法について、実現性、有効性の観点から具体的な提案がなされているか。
	(3) 業務の推進等に関する考え方	15	・ 令和 10 年度の工事着手に向けて、適切かつ効率的な業務の推進など、実現性、有効性の観点から具体的な提案がなされているか
	(4) 市民参加の工夫	15	・ 駅前広場の利用者や駅前広場及び周辺の関係者等に対する再整備への理解や合意を得るために行った方法などについて、本地区で適用した際に効果的かつ具体的な提案となっているか。
	(5) 業務工程	10	・ 業務工程の妥当性 ・ 適切な進行管理の仕組みが確保されているか

ヒ ア リ ン グ	(6) 業務理解度	15	・国の最新の動向を把握するとともに、市の現状の課題や今後の展開を理解し、的確に質問に回答しているか
-----------------------	-----------	----	---

(2) 参加に係る費用

プロポーザル企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーションなどに要した一切の費用は、参加者の負担とする。

10 その他

(1) 契約方法

① 優先交渉権者との契約の流れについて

市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

② 契約交渉及び見積書の提出

市は、受託候補者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

③ 合意に至らなかった場合

受託候補者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合又は地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

④ 業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

⑤ 費用の負担

契約に当たって協議に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。また、次席者と契約締結交渉を行う場合には、協議に要する費用は次席者の負担とする。

(2) その他

① 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。

② 本募集は、1 者以上をもって成立とする。第一次審査及び第二次審査の合計点数の最も高い応募者を優先交渉権者とする。この場合、総合点数 137 点の 6 割以上であることを条件とする。

③ 市は、企画提案書について本プロポーザルに参加した事業者等からの申請又は国分寺市情報公開条例に基づく申請があった場合、契約締結後、公開するも

のとする。ただし、公開することにより事業者の権利利益を害する恐れや、競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性があるとして認められる場合は、協議の上、公開しないものとする。

- ④ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。
- ⑤ 提出された書類等一式は、返却しない。
- ⑥ 提出書類に記載された主任技術者、担当技術者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。変更することがやむを得ない場合は、市の承諾を得ること。
- ⑦ 優先交渉権者は国分寺市ホームページで公開する。
- ⑧ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等は無償で使用できることとする。
- ⑨ 本プロポーザルの作成のために本市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑩ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提案者が全て負うこと。
- ⑪ 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑫ 企画提案参加申込書提出以降において、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第 10 号）により速やかに辞退の申し出を行うこと。

